

売 買 契 約 書 (案)

香美町（以下「甲」という。）を売主とし、〇〇〇〇（以下「乙」という。）を買主とし、物件売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約書に定める請求、通知及び解除は書面により行わなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

(1) 物 件 名 除雪車両（11 t 級ドーザ）

(2) 車 名 川崎

(3) 車台番号 6 5 J 3 1 3 0 3

(4) 排 気 量 6 . 4 9 L

(5) 数 量 1 台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、次条に規定された移転登録及び第7条で規定された売買代金の納入の完了を認めたときに、当該物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

（移転登録等）

第6条 乙は、その責任において当該物件の移転登録をしなければならない。

2 甲は、売買代金の納入の完了を認めた後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に交付するものとする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第7条 乙は、売買代金を令和6年11月1日（金）から令和6年11月15日（金）までに、甲の指定する方法で納入しなければならない。

(利用条件)

第8条 売買物件に明示されている町名等については、乙の責任において抹消しなければならない。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、当該物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、この契約締結後において、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減免若しくは損害賠償又は契約の解除をすることができないものとする。

(転売の禁止)

第11条 乙は、原則、この売買物件を第三者に転売することができない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1

香美町長 浜 上 勇 人

乙